



改定前	改定後	頁	備考
第7 事前復興対策の実施…………… 2-6	第7 事前復興対策の実施…………… 2-7		
第3節 風水害被害軽減への備え	第3節 風水害被害軽減への備え		
第1 緊急輸送手段の確保…………… 2-7	第1 緊急輸送手段の確保…………… 2-8		
第2 消防、救急・救助活動の強化…………… 2-7	第2 消防、救急・救助活動の強化…………… 2-8		
第3 医療・救護活動の整備…………… 2-7	第3 医療・救護活動の整備…………… 2-8		
第4 被災者支援のための備え…………… 2-7	第4 被災者支援のための備え…………… 2-8		
第5 避難行動要支援者、要配慮者の安全確保のための備え…………… 2-7	第5 避難行動要支援者、要配慮者の安全確保のための備え…………… 2-8		
(追加)	第6 要配慮者利用施設の避難確保対策…………… 2-8		
第6 帰宅困難者の安全確保のための備え…………… 2-7	第7 帰宅困難者の安全確保のための備え…………… 2-9		災対法改正に伴う修正
第7 燃料不足への備え…………… 2-7	第8 燃料不足への備え…………… 2-9		
第8 廃棄物・汚水処理への備え…………… 2-7	第9 廃棄物・汚水処理への備え…………… 2-9		
第9 資機材の整備…………… 2-7	第10 資機材の整備…………… 2-9		
第10 地区の孤立対策…………… 2-7	第11 地区の孤立対策…………… 2-9		
第4節 防災教育・訓練	第4節 防災教育・訓練		
第1 防災教育…………… 2-9	第1 防災教育…………… 2-10		
第2 防災訓練…………… 2-9	第2 防災訓練…………… 2-10		
第3章 風水害応急対策計画	第3章 風水害応急対策計画		
第1節 初動対応	第1節 初動対応		
第1 職員の配備と動員…………… 3-1	第1 職員の配備と動員…………… 3-1		
第2 災害対策本部等の設置等…………… 3-1	第2 災害対策本部等の設置等…………… 3-1		
第2節 災害情報の収集・伝達・分析・報告	第2節 災害情報の収集・伝達・分析・報告		
第1 気象情報の種類及び発表基準等…………… 3-2	第1 気象情報の種類及び発表基準等…………… 3-2		
第2 情報の収集・伝達・報告…………… 3-5	第2 情報の収集・伝達・報告…………… 3-6		
第3 被害情報等の収集・集約・分析…………… 3-5	第3 被害情報等の収集・集約・分析…………… 3-6		
第4 通信・情報手段の確保…………… 3-5	第4 通信・情報手段の確保…………… 3-6		
第5 広報活動…………… 3-5	第5 広報活動…………… 3-6		
第3節 派遣・応援要請及び円滑な受援	第3節 派遣・応援要請及び円滑な受援		
第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保…………… 3-6	第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保…………… 3-7		
第2 応援要請・受入体制の確保…………… 3-6	第2 応援要請・受入体制の確保…………… 3-7		
第3 防災関係機関等との連携…………… 3-6	第3 防災関係機関等との連携…………… 3-7		

改定前	改定後	頁	備考
第4節 被害軽減対策	第4節 被害軽減対策		
第1 緊急輸送手段の確保…………… <a href="#">3-7</a>	第1 緊急輸送手段の確保…………… <a href="#">3-8</a>		
第2 物流拠点の確保・運用…………… <a href="#">3-7</a>	第2 物流拠点の確保・運用…………… <a href="#">3-8</a>		
第3 消火，救急・救助活動…………… <a href="#">3-7</a>	第3 消火，救急・救助活動…………… <a href="#">3-8</a>		
第4 医療救護活動…………… <a href="#">3-7</a>	第4 医療救護活動…………… <a href="#">3-9</a>		
第5 対応能力向上活動…………… <a href="#">3-8</a>	第5 対応能力向上活動…………… <a href="#">3-9</a>		
第6 財政措置…………… <a href="#">3-8</a>	第6 財政措置…………… <a href="#">3-9</a>		
第7 燃料確保計画…………… <a href="#">3-8</a>	第7 燃料確保計画…………… <a href="#">3-9</a>		
第8 二次災害の防止策…………… <a href="#">3-8</a>	第8 二次災害の防止策…………… <a href="#">3-9</a>		
第5節 避難対策	第5節 避難対策		
第1 避難・誘導…………… <a href="#">3-9</a>	第1 避難・誘導…………… <a href="#">3-10</a>		
第2 施設利用者の安全対策…………… <a href="#">3-9</a>	第2 施設利用者の安全対策…………… <a href="#">3-10</a>		
第3 避難所運営…………… <a href="#">3-9</a>	第3 避難所運営…………… <a href="#">3-10</a>		
第4 避難生活における健康の確保…………… <a href="#">3-9</a>	第4 避難生活における健康の確保…………… <a href="#">3-10</a>		
第6節 被災者生活支援	第6節 被災者生活支援		
第1 被災者への広報活動…………… <a href="#">3-10</a>	第1 被災者への広報活動…………… <a href="#">3-11</a>		
第2 生活物資の供給…………… <a href="#">3-10</a>	第2 生活物資の供給…………… <a href="#">3-11</a>		
第3 要配慮者支援対策…………… <a href="#">3-10</a>	第3 要配慮者支援対策…………… <a href="#">3-12</a>		
第4 応急教育・保育等対策…………… <a href="#">3-11</a>	第4 応急教育・保育等対策…………… <a href="#">3-12</a>		
第5 災害ボランティア活動支援…………… <a href="#">3-11</a>	第5 災害ボランティア活動支援…………… <a href="#">3-12</a>		
第6 帰宅困難者対策…………… <a href="#">3-11</a>	第6 帰宅困難者対策…………… <a href="#">3-12</a>		
第7 ペット保護対策…………… <a href="#">3-11</a>	第7 ペット保護対策…………… <a href="#">3-12</a>		
第7節 災害救助法の適用…………… <a href="#">3-12</a>	第7節 災害救助法の適用…………… <a href="#">3-13</a>		
第8節 応急・復旧・事後処理…………… <a href="#">3-12</a>	第8節 応急・復旧・事後処理…………… <a href="#">3-13</a>		
第1 住宅応急対応策…………… <a href="#">3-12</a>	第1 住宅応急対応策…………… <a href="#">3-13</a>		
第2 ライフライン施設の応急復旧…………… <a href="#">3-12</a>	第2 ライフライン施設の応急復旧…………… <a href="#">3-13</a>		
第3 清掃処理…………… <a href="#">3-12</a>	第3 清掃処理…………… <a href="#">3-14</a>		
第4 交通の確保・障害物の除去…………… <a href="#">3-13</a>	第4 交通の確保・障害物の除去…………… <a href="#">3-14</a>		
第5 行方不明者捜索…………… <a href="#">3-13</a>	第5 行方不明者捜索…………… <a href="#">3-14</a>		
第6 遺体処理，火葬，埋葬…………… <a href="#">3-13</a>	第6 遺体処理，火葬，埋葬…………… <a href="#">3-14</a>		

改定前				改定後				頁	備考
第9節 農地・農業計画…………… 3-14				第9節 農地・農業計画…………… 3-15				1-4	県の災害状況に統一
第10節 地区の孤立対策…………… 3-14				第10節 地区の孤立対策…………… 3-15					
第4章 災害復旧・復興計画				第4章 災害復旧・復興計画					
第1節 被災者生活の安定				第1節 被災者生活の安定					
第1 被災証明書の発行…………… 4-1				第1 被災証明書の発行…………… 4-1					
第2 住宅等被害認定調査…………… 4-1				第2 住宅等被害認定調査…………… 4-1					
第3 災害義援金品の配布…………… 4-1				第3 災害義援金品の配布…………… 4-1					
第4 被災者支援対応…………… 4-1				第4 被災者支援対応…………… 4-1					
第5 生活資金の支給・融資…………… 4-1				第5 生活資金の支給・融資…………… 4-1					
第6 被災者生活再建支援制度の適用…………… 4-1				第6 被災者生活再建支援制度の適用…………… 4-2					
第7 中小企業等の再建支援…………… 4-2				第7 中小企業等の再建支援…………… 4-2					
第2節 公共施設の災害復旧…………… 4-2				第2節 公共施設の災害復旧…………… 4-2					
第3節 激甚災害の指定…………… 4-2				第3節 激甚災害の指定…………… 4-2					
第4節 復興事業の推進…………… 4-2				第4節 復興事業の推進…………… 4-2					
第1章 総則				第1章 総則					
第3節 市の防災環境				第3節 市の防災環境					
第4 風水害の歴史				第4 風水害の歴史					
【省略】				【省略】					
県の風水害被害（昭和16年以降）				県の風水害被害（昭和16年以降）					
発生年月日	災害名	災害の概要	県内の被害等	発生年月日	災害名	災害の概要	県内の被害等		
1941.7.19～ 22 昭和16年	台風8号と梅 雨前線豪雨	【略】	死者・不明者6名，負傷者 0名，全壊流出289棟，半 壊113棟，床上浸水 2,378棟	1941.7.19～ 22 昭和16年	台風8号と梅 雨前線豪雨	【略】	死者6名，家屋被害（全壊 150，半壊113，流失 292，床上浸水2,378）		
1947.9.15 昭和22年	カスリン台 風	【略】	死者・不明者74名，負傷 者24名，全壊流出294 棟，半壊146棟，床上浸 水11,996棟	1947.9.15 昭和22年	カスリン台 風	【略】	死者74名，負傷者24名， 家屋被害（全壊流出 294，半壊146，床上浸 水11,996）		

改定前				改定後				頁	備考
1948.9.16 昭和23年	アイオン台 風	【略】	死者・不明者3名，負傷者3名，全壊流出251棟，床上浸水210棟	1948.9.16 昭和23年	アイオン台 風	【略】	死者3名，負傷者3名， <u>家屋被害（全壊流出251，床上浸水210）</u>	1-4	県の災害状況に統一
<u>【追加】</u>				<u>1949.9.1</u> <u>昭和24年</u>	<u>キティ台風</u>	<u>小田原付近に上陸し，日本海へ抜けたもので，海上の勢力をそのまま陸上に持ち込み関東北部に豪雨をもたらした。</u>	<u>死者4名，行方不明者1名，負傷者122名，家屋被害（全壊流出1,145，床上浸水455）</u>	1-5	
1950.8.2 昭和25年	台風11号	【略】	死者・不明者10名，負傷者659名，全壊流出3棟，半壊15棟，床上浸水3,932棟	1950.8.3 昭和25年	台風11号	【略】	死者7名，不明者3名，負傷者659名， <u>家屋被害（全壊3，半壊15，床上浸水3,932）</u>		県の災害状況に統一
<u>【追加】</u>				<u>1958.9.27</u> <u>昭和33年</u>	<u>狩野川台風</u>	<u>伊豆半島南端付近を経て，江ノ島に上陸，東京，下館を通り三陸沖に去った。水戸で120mm，天城山で500mmを超える異常な豪雨となった。</u>	<u>死者5名，負傷者18名，家屋被害（全壊57，半壊104，床上浸水329）</u>		掲載基準の変更
1961.6.27 ～30 昭和36年	昭和36年梅 雨前線豪雨	【略】	死者・不明者12名，負傷者7名， <u>全壊流出14棟，半壊21棟，床上浸水1,754棟</u>	1961.6.27 ～30 昭和36年	昭和36年梅 雨前線豪雨	【略】	死者11名，行方不明者1名，負傷者7名， <u>家屋被害（全壊12，半壊21，流失2，床上浸水1,754）</u>		県の災害状況に統一
1966.6.28 昭和41年	台風4号	【略】	死者・不明者6名，負傷者2名，全壊流出12棟，半壊13棟，床上浸水442棟	1966.6.28 昭和41年	台風4号	【略】	死者6名，負傷者2名， <u>家屋被害（全壊12，半壊13，床上浸水442）</u>		県の災害状況に統一

改定前				改定後				頁	備考
1969.8.23 昭和44年	台風9号	【略】	死者・不明者2名，負傷者93名， <u>全半壊57棟，床上浸水不明</u>	1969.8.23 昭和44年	台風9号	【略】	死者2名，負傷者93名， <u>家屋被害（全・半壊57）</u>	1-6	県の災害状況に統一
1977.9.19 昭和52年	台風11号	【略】	死者・不明者4名，負傷者6名， <u>全壊流出不明，半壊不明，床上浸水370棟</u>	1977.9.19 昭和52年	台風11号	【略】	死者4名，負傷者6名， <u>家屋被害（床上浸水370）</u>		
<u>【追加】</u>				<u>1979.10.19</u> <u>昭和54年</u>	<u>台風20号</u>	<u>大型で暴風域の広い台風は和歌山県に上陸し，その後本州を縦断しほぼ全国を暴風域に巻き込んだ。</u>	<u>死者1名，家屋被害（全壊3，一部損壊14，床上浸水347）</u>		掲載基準の変更
1981.8. <u>4</u> <u>～5</u> 昭和56年	台風15号	【略】	死者・不明者0名，負傷者4名， <u>全壊流出0棟，半壊46棟，床上浸水463棟</u>	1981.8. <u>24</u> 昭和56年	台風15号	【略】	負傷者4名， <u>家屋被害（半壊46，一部損壊5，床上浸水468）</u>		県の災害状況に統一
1986.8. <u>4</u> <u>～5</u> 昭和61年	台風10号と低気圧	【略】	死者・不明者4名，負傷者14名， <u>全壊流出8棟，半壊20棟，床上浸水6,980棟</u>	1986.8. <u>4</u> <u>～5</u> 昭和61年	台風10号と低気圧	【略】	死者4名，負傷者14名， <u>家屋被害（全壊8，半壊20，床上浸水6,980）</u>		県の災害状況に統一
<u>【追加】</u>				<u>1991.9.18</u> <u>平成3年</u>	<u>台風18号</u>	<u>房総半島沖から三陸沖に進み本州付近の前線の活動が活発となり大雨となった。</u>	<u>負傷者2名，家屋被害（全壊3，半壊24，床上浸水466）</u>		掲載基準の変更
<u>【追加】</u>				<u>1996.9.21</u> <u>～23</u> <u>平成8年</u>	<u>台風17号</u>	<u>本州付近に秋雨前線が停滞し，北東進後三陸沖に進んだ台風の影響で大雨と強風になった。</u>	<u>死者1名，負傷者13名，家屋被害（全壊2，半壊12，一部損壊263，床上浸水18）</u>		掲載基準の変更

改定前				改定後				頁	備考
2002.10.1 平成14年	台風21号	【略】	死者・不明者0名，負傷者16名，全壊流出0棟，半壊0棟，床上浸水0棟	2002.10.1 平成14年	台風21号	【略】	負傷者16名，家屋被害（半壊10，一部損壊682）	1-7	県の災害状況に統一
2007.9.6 ～7 平成19年	台風9号	【略】	死者・不明者0名，負傷者10名，全壊流出0棟，半壊1棟，床上浸水21棟	2007.9.6 ～7 平成19年	台風9号	【略】	負傷者10名，家屋被害（床上浸水1）		県の災害状況に統一
2009.10.8 平成21年	台風18号と竜巻	【略】	死者・不明者0名，負傷者14名，全壊流出0棟，半壊235棟，床上浸水1棟	2009.10.8 平成21年	台風18号と竜巻	【略】	負傷者15名，家屋被害（半壊34，一部損壊222，床上浸水1）		県の災害状況に統一
2011.9.21 平成23年	台風15号	台風の影響で県内所々の総降水量が100mmを超え，最大は北茨城市花園で288mmを記録した。	死者・不明者1名，負傷者14名，全壊流出1棟，半壊24棟，床上浸水50棟	2011.9.21 平成23年	台風15号	台風の影響で県内所々の総降水量が100mmを超え，最大は北茨城市花園で288mmを観測。最大瞬間風速は，下妻市で南南東31.6m/sを観測した。	死者1名，負傷者15名，家屋被害（半壊3，一部損壊47，床上浸水52）		県の災害状況に統一
2012.5.6 平成24年	竜巻	【略】	死者・不明者1名，負傷者41名，全壊89棟，半壊193棟（以下略）	2012.5.6 平成24年	竜巻	【略】	死者1名，負傷者41名，家屋被害（全壊89，半壊193，一部損壊556）（以下略）		県の災害状況に統一

改定前				改定後				頁	備考
<u>【追加】</u>				<u>2013.10.15</u> <u>平成25年</u>	<u>台風26号</u>	<u>日本の南海上を北上し、三陸沖に達した。県内では大雨、防風、高波の影響を受け、鹿行地域を中心に非常に激しい雨となった。また、各地で軒並み20m/sを超える最大瞬間風速を観測した。</u>	<u>負傷者13名、家屋被害（全壊5、半壊8、一部損壊55、床上浸水104）</u>	1-7	掲載基準の変更
<u>【追加】</u>				<u>2014.10.5</u> <u>～6</u> <u>平成26年</u>	<u>台風18号</u>	<u>日本の南岸を進み上陸後県南部を通過した。前線の影響もあり県南県西を中心に各地で激しい雨となった。また、各地で軒並み20m/sを超える最大瞬間風速を観測した。</u>	<u>死者2名、軽症者2名、家屋被害（一部損壊6、床上浸水12）</u>		掲載基準の変更
2015.9.9～10 平成27年	関東・東北 豪雨（台風 18号）	【略】	<u>死者・不明者3名、負傷者54名、全壊流出50棟、半壊・床上浸水4,114棟</u>	2015.9.9～ 10 平成27年	関東・東北 豪雨（台風 18号）	【略】	<u>死者16名（災害関連死含む）、負傷者56名、家屋被害（全壊54、半壊5,542、床上浸水230）</u> <u>※災害状況は2021年2月現在</u>	1-7	県の災害状況に統一
<u>【追加】</u>				<u>2016.8.22</u> <u>～24</u> <u>平成28年</u>	<u>台風9号とその後の温帯低気圧</u>	<u>千葉県館山市付近に上陸後、関東地方を北から北北東に進んだ。通過に伴い激しい雨となり、さらに、龍ヶ崎ほかで30m/sの最大瞬間風速を観測した。</u>	<u>負傷者19名、家屋被害（一部損壊19、床下浸水12）</u>	1-8	掲載基準の変更

改定前				改定後				頁	備考
<u>【追加】</u>				<u>2017.10.21 ～23 平成29年</u>	<u>台風21号</u>	<u>超大型で非常に強い勢力を保ったまま静岡県に上陸。暴風域を伴ったまま関東地方を北東に進み大雨となった。</u>	<u>死者1名、負傷者7名、家屋被害（全壊流出1、一部損壊1、床下浸水5）</u>		掲載基準の変更
<u>【追加】</u>				<u>2019 10.12～13 令和1年</u>	<u>台風19号 令和元年東 日本台風</u>	<u>大型で強い勢力を保ったまま伊豆半島に上陸後、関東地方を通過した。この影響により最大20市町村で大雨特別警報が発表され、つくば市では最大瞬間風速32.5m/sを観測した。また、堤防決壊や越水が発生し県内各地で甚大な被害が発生した。</u>	<u>死者・行方不明者3名、負傷者20名、家屋被害（全壊146、半壊1,590、一部損壊1,721、床上浸水104） （被害額：199億7035万円） ※茨城県調べ</u>		
<p><u>（新規）</u></p> <p><u>第4</u> 茨城県が処理する事務，業務 【省略】</p> <p><u>第5</u> 指定地方行政機関が処理する事務，業務 【省略】</p> <p><u>第6</u> 自衛隊が処理する事務，業務 【省略】</p>				<p>※ <u>災害事例については、死者・行方不明者が発生した災害及び、負傷者10名以上の発生、家屋被害半壊以上の被害または床上浸水100棟以上となった気象災害を掲載。</u></p> <p>第4節 防災関係機関の処理する事務又は業務の大綱 <u>第4 県南総合防災センターが処理する事務，業務</u> <u>地震災害対策編 第1章 第4節 第4「県南総合防災センターが処理する事務，業務」を準用する。</u></p> <p><u>第5</u> 茨城県が処理する事務，業務 【省略】</p> <p><u>第6</u> 指定地方行政機関が処理する事務，業務 【省略】</p> <p><u>第7</u> 自衛隊が処理する事務，業務 【省略】</p>				1-9	備蓄品の拡充

改定前	改定後	頁	備考
<p><u>第7</u> 指定公共機関が処理する事務，業務 【省略】</p> <p><u>第8</u> 指定地方公共機関が処理する事務，業務 【省略】</p> <p><u>第9</u> その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が処理する事務，業務 【省略】</p> <p>第2章 風水害予防計画 第2節 風水害に強いまちづくり 第4 市民等の安全確保対策</p> <p style="text-align: center;"><u>【新規】</u></p> <p><u>2</u> タイムラインの運用 市は，<u>避難指示，避難勧告，避難準備・高齢者等避難開始</u>情報等を発令する場合は，国・県等の助言及び災害事象の特性を踏まえ，避難が必要な区域を示す。（以下省略）</p> <p><u>3</u> 情報の入手と共有</p> <p style="text-align: center;"><u>【新規】</u></p>	<p><u>第8</u> 指定公共機関が処理する事務，業務 【省略】</p> <p><u>第9</u> 指定地方公共機関が処理する事務，業務 【省略】</p> <p><u>第10</u> その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が処理する事務，業務 【省略】</p> <p>第2章 風水害予防計画 第2節 風水害に強いまちづくり 第4 市民等の安全確保対策</p> <p><u>2 避難情報に関するガイドライン</u></p> <p><u>（1）警戒レベル1 「災害への心構えを高める」</u></p> <p><u>（2）警戒レベル2 「避難行動の確認が必要」</u></p> <p><u>（3）警戒レベル3 「高齢者等避難」</u></p> <p><u>（4）警戒レベル4 「避難指示」</u></p> <p><u>（5）警戒レベル5 「緊急安全確保」</u></p> <p><u>3</u> タイムラインの運用 市は，<u>高齢者等避難，避難指示，緊急安全確保</u>の情報等を発令する場合は，国・県等の助言及び災害事象の特性を踏まえ，避難が必要な区域を示す。（以下省略）</p> <p><u>4</u> 情報の入手と共有 【省略】</p> <p><u>5 気象庁が発表する気象情報と居住者等がとるべき行動</u></p> <p><u>（1）早期注意情報</u> <u>気象庁が，5日先までの警報級の現象のおそれ（警報発表の可能性）を「高」・「中」の2段階でホームページで発表する。</u> <u>警戒レベルは1に相当し，居住者は，防災気象情報等の最新情報に注意するなど，災害への心構えを高める。</u></p> <p><u>（2）大雨・洪水・高潮注意報等</u></p>	<p>2-3</p> <p>2-3</p> <p>2-3</p> <p>2-3</p>	<p>災対法改正に伴う変更</p> <p>災対法改正に伴う変更</p> <p>災対法改正に伴う変更</p>

改定前	改定後	頁	備考
<p><u>4</u> 市が発令する避難情報 【省略】</p> <p><u>(1)</u> 避難準備・高齢者等避難開始</p> <p><u>【改正】</u></p> <p><u>(2)</u> 避難勧告</p> <p><u>【改正】</u></p> <p><u>(3)</u> 避難指示（緊急）</p> <p><u>【改正】</u></p>	<p>気象庁が、大雨等によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して、概ね市町村単位で発表する。</p> <p>警戒レベルは2に相当し、居住者は、ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。</p> <p><u>6</u> 市が発令する避難情報 【省略】</p> <p><u>(1)</u> 警戒レベル3（高齢者等避難）</p> <p>警戒レベル3高齢者等避難とは、災害が発生するおそれがある状況で、災害リスクのある危険な場所から「高齢者等」が避難する情報である。なお、高齢者等の「等」には、障がいのある人等避難に時間を要する人や避難支援者が含まれる。</p> <p>※高齢者等のリードタイムの確保</p> <p>避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定避難所等への立退き避難を完了することが期待できる。</p> <p><u>(2)</u> 警戒レベル4（避難指示）</p> <p>警戒レベル4避難指示とは、災害が発生するおそれが高い状況で、災害リスクのある危険な場所から全員が避難する情報である。</p> <p>※居住者等のリードタイムの確保</p> <p>居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定避難所等へ立退き避難を完了することができる。</p> <p><u>(3)</u> 警戒レベル5（緊急安全確保）</p> <p>警戒レベル5緊急安全確保とは、災害が発生又は切迫（災害が発生直前、または未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）している状況で、居住者等が適切なタイミングで避難をしなかった、または、急激に災害が切迫する等して避難することが</p>	<p>2-4</p> <p>2-4</p> <p>2-4</p>	<p>災害対策改正に伴う変更</p> <p>災害対策改正に伴う変更</p> <p>災害対策改正に伴う変更</p>

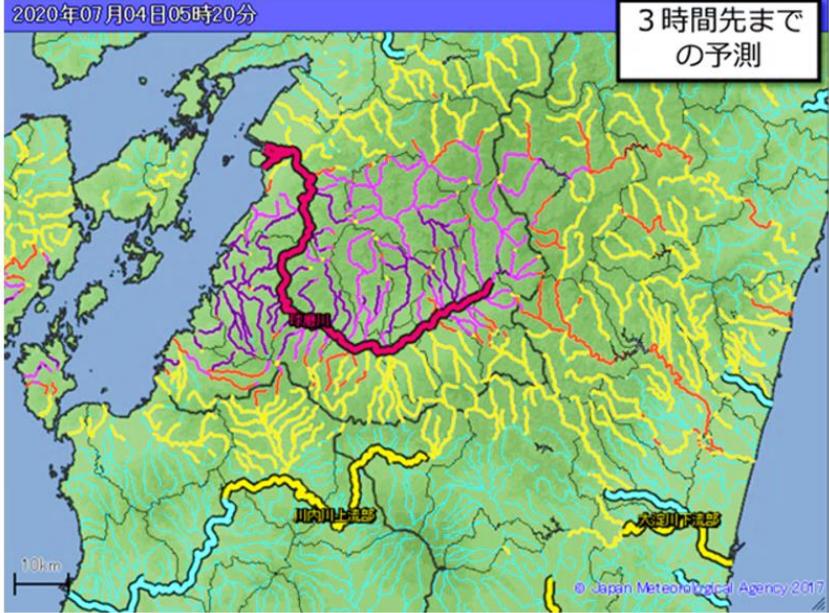
改定前	改定後	頁	備考
<p style="text-align: center;"><u>【改正】</u></p> <p style="text-align: center;"><u>【改正】</u></p> <p><b>5</b> 地下空間の浸水対策 【省略】</p>	<p><u>できなかった等により、指定避難所等への立退き避難の行動をすることがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定避難所等への立退き避難を中心とした避難行動から緊急安全確保を中心とした行動へと行動変容するよう市長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者に対して発令される情報である。</u></p> <p><u>ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市長から必ず発令されるとは限らない情報である。そのため、市は居住者等へ避難情報の周知・普及啓発の際、当該行動を取るような状況は極めて危険で回避すべきものであることから、このような状況に至る前の「警戒レベル3高齢者等避難」や「警戒レベル4避難指示」が発令されたタイミングで避難することを強調する必要がある。</u></p> <p><u>【緊急安全確保行動例】</u></p> <p><u>○土砂災害のリスクがある区域等においては、自宅・施設等のがけから少しでも離れた部屋で退避、又は近隣の堅牢な建物に緊急的に移動する。</u></p> <p><u>○洪水等のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動、または近隣の相対的に高く堅牢な建物に緊急的に移動する。</u></p> <p>※関係する災害：土砂災害、洪水等</p> <p>※当該行動は、リードタイムを確保できない場合に取らざるを得ない避難行動</p> <p><b>7</b> 地下空間の浸水対策 【省略】</p>	2-4	

改定前	改定後	頁	備考																																
<p><u>6</u> 土砂災害警戒地域への情報伝達 市は、気象情報の<u>土砂災害警戒警報</u>が発令された場合、避難所等を開設するとともに、土砂災害警戒地域等の居住者各戸に対し、電話等により直接避難勧告等を発令等する。</p> <p>第5 竜巻災害時の安全確保 【省略】</p> <table border="1" data-bbox="129 435 965 751"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民の「竜巻注意情報」等の情報入手</td> <td>交通防災課，秘書課，<u>企画課</u></td> </tr> <tr> <td>「竜巻注意情報」が発令された場合の予防対策</td> <td>交通防災課</td> </tr> <tr> <td>竜巻が間近に迫った場合の予防対策</td> <td>交通防災課，学校教育課，<u>児童福祉課</u>，<u>介護福祉課</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3節 風水害被害軽減への備え <u>第6</u> <u>(新規)</u></p> <p>1 指定施設 <u>(新規)</u></p>	項目	担当課	市民の「竜巻注意情報」等の情報入手	交通防災課，秘書課， <u>企画課</u>	「竜巻注意情報」が発令された場合の予防対策	交通防災課	竜巻が間近に迫った場合の予防対策	交通防災課，学校教育課， <u>児童福祉課</u> ， <u>介護福祉課</u>	<p><u>8</u> 土砂災害警戒地域への情報伝達 市は、気象情報の<u>大雨警報（土砂災害）等</u>が発令された場合、避難所等を開設するとともに、土砂災害警戒地域等の居住者各戸に対し、電話等により直接避難勧告等を発令等する。</p> <p>第5 竜巻災害時の安全確保 【省略】</p> <table border="1" data-bbox="1048 435 1883 751"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民の「竜巻注意情報」等の情報入手</td> <td>交通防災課，秘書課，<u>デジタル戦略課</u></td> </tr> <tr> <td>「竜巻注意情報」が発令された場合の予防対策</td> <td>交通防災課</td> </tr> <tr> <td>竜巻が間近に迫った場合の予防対策</td> <td>交通防災課，学校教育課，<u>すくすく保育課</u>，<u>のびのび子育て課</u>，<u>介護福祉課</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3節 風水害被害軽減への備え <u>第6</u> <u>要配慮者利用施設の避難確保対策</u> <u>浸水想定区域内にある要配慮者利用施設を指定し，施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。なお，指定された施設の管理者等は「避難確保計画」の作成及び訓練を実施するものとし，作成した避難確保計画を報告するものとする。</u></p> <p><u>1</u> <u>指定施設</u></p> <table border="1" data-bbox="1003 1070 1883 1345"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設名称</th> <th>施設種別</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1</u></td> <td><u>高野小学校第1児童クラブ</u></td> <td><u>放課後児童クラブ</u></td> <td><u>守谷市高野1342</u></td> </tr> <tr> <td><u>2</u></td> <td><u>高野小学校第2児童クラブ</u></td> <td><u>放課後児童クラブ</u></td> <td><u>守谷市高野1342</u></td> </tr> <tr> <td><u>3</u></td> <td><u>つくば国際松並保育園</u></td> <td><u>保育所</u></td> <td><u>守谷市松並1724-1</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当課	市民の「竜巻注意情報」等の情報入手	交通防災課，秘書課， <u>デジタル戦略課</u>	「竜巻注意情報」が発令された場合の予防対策	交通防災課	竜巻が間近に迫った場合の予防対策	交通防災課，学校教育課， <u>すくすく保育課</u> ， <u>のびのび子育て課</u> ， <u>介護福祉課</u>	No.	施設名称	施設種別	住所	<u>1</u>	<u>高野小学校第1児童クラブ</u>	<u>放課後児童クラブ</u>	<u>守谷市高野1342</u>	<u>2</u>	<u>高野小学校第2児童クラブ</u>	<u>放課後児童クラブ</u>	<u>守谷市高野1342</u>	<u>3</u>	<u>つくば国際松並保育園</u>	<u>保育所</u>	<u>守谷市松並1724-1</u>	<p>2-5</p> <p>2-5</p> <p>2-8</p> <p>2-8</p>	<p>気象庁の発表基準に整合</p> <p>市の組織改正に伴う修正</p> <p>水防法改正に伴う変更</p> <p>災対法改正に伴う変更</p>
項目	担当課																																		
市民の「竜巻注意情報」等の情報入手	交通防災課，秘書課， <u>企画課</u>																																		
「竜巻注意情報」が発令された場合の予防対策	交通防災課																																		
竜巻が間近に迫った場合の予防対策	交通防災課，学校教育課， <u>児童福祉課</u> ， <u>介護福祉課</u>																																		
項目	担当課																																		
市民の「竜巻注意情報」等の情報入手	交通防災課，秘書課， <u>デジタル戦略課</u>																																		
「竜巻注意情報」が発令された場合の予防対策	交通防災課																																		
竜巻が間近に迫った場合の予防対策	交通防災課，学校教育課， <u>すくすく保育課</u> ， <u>のびのび子育て課</u> ， <u>介護福祉課</u>																																		
No.	施設名称	施設種別	住所																																
<u>1</u>	<u>高野小学校第1児童クラブ</u>	<u>放課後児童クラブ</u>	<u>守谷市高野1342</u>																																
<u>2</u>	<u>高野小学校第2児童クラブ</u>	<u>放課後児童クラブ</u>	<u>守谷市高野1342</u>																																
<u>3</u>	<u>つくば国際松並保育園</u>	<u>保育所</u>	<u>守谷市松並1724-1</u>																																

改定前	改定後			頁	備考	
<p style="text-align: center;"><u>(新規)</u></p> <p><b>第6</b> 帰宅困難者の安全確保のための備え 【省略】</p> <p><b>第7</b> 燃料不足への備え 【省略】</p> <p><b>第8</b> 廃棄物・汚水処理への備え 【省略】</p> <p><b>第9</b> 資機材の整備 【省略】</p> <p><b>第10</b> 地区の孤立対策 1 孤立地区対策 (2) 孤立地区発生時における避難対策 ① <u>孤立地区に対する集団避難の避難勧告・避難指示（緊急）</u> 孤立が予想される地区においては、速やかに集団で避難するように<u>避難勧告又は避難指示（緊急）</u>を行い、自主防災組織や消防団と連携し、市民等が取り残される事態等の防止に努める。</p> <p>第3章 風水害応急対策計画 第1節 初動対応 2 洪水予報</p>	4	守谷市立高野小学校	公立小学校	守谷市高野1342		
	5	ニチケアセンター守谷	認知症対応型共同生活介護	守谷市薬師台5-17-8		
	6	こぼんはうす さくら	障害児通所施設	守谷市松ヶ丘3-2-9		
	<p style="text-align: center;"><u>2 洪水予報等の伝達方法</u></p> <p style="text-align: center;"><u>本計画 同章 第2節 第4 1「洪水関連情報の提供と啓発」を準用する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>なお、緊急の場合は電話連絡対応とする。</u></p> <p><b>第7</b> 帰宅困難者の安全確保のための備え 【省略】</p> <p><b>第8</b> 燃料不足への備え 【省略】</p> <p><b>第9</b> 廃棄物・汚水処理への備え 【省略】</p> <p><b>第10</b> 資機材の整備 【省略】</p> <p><b>第11</b> 地区の孤立対策 1 孤立地区対策 (2) 孤立地区発生時における避難対策 ① <u>孤立地区に対する集団避難における避難指示</u> 孤立が予想される地区においては、速やかに集団で避難するように<u>避難指示</u>を行い、自主防災組織や消防団と連携し、市民等が取り残される事態等の防止に努める。</p> <p>第3章 風水害応急対策計画 第1節 初動対応 (2) 予報地点</p>				2-8	
				2-9		
				2-10	災対法改正に伴う変更	

改定前						改定後						頁	備考
(2) 予報地点						(2) 予報地点						3-3	水防法改正に伴う変更
河川名	水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	河川名	水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位		
利根川	芽吹橋	2.00m	5.00m	7.10m	7.70m	利根川	芽吹橋	2.00m	5.00m	7.10m	7.70m		
鬼怒川	鬼怒川水海道	1.50m	3.50m	4.80m	5.50m	鬼怒川	鬼怒川水海道	1.50m	3.50m	5.60m	6.30m		
小貝川	小貝川水海道	3.80m	4.60m	6.10m	6.50m	小貝川	小貝川水海道	3.80m	4.60m	6.10m	6.50m		
3 <u>洪水警報の危険度分布（気象庁HP）</u>						3 <u>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</u>						3-4	水防法改正に伴う変更
【改正】						<p><u>気象庁の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）は、大雨による中小河川（水位周知河川（注1）及びその他河川）の洪水災害（注2）発生の高まりを5段階（注3）に色分けして地図上に示したものの。危険度判定は3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いており、中小河川の特徴である急激な増水による危険度の高まりを事前に確認することが出来る。また、大河川で洪水のおそれがあるときに発表される指定河川洪水予報（注4）についても表示しており、中小河川の洪水危険度とあわせて確認することができる。</u></p> <p><u>《気象庁が公開しているキキクル》</u></p> <p><u>「土砂キキクル」、 「浸水キキクル」、 「洪水キキクル」</u></p> <p><u>（注1）流域面積が小さく、洪水予報を行う時間的余裕がない河川（予報発表対象外）。</u></p> <p><u>（注2）大雨や融雪などを原因として、河川の流量が異常に増加することによって堤防の浸食や決壊、橋の流失等が起こる災害のこと。</u></p> <p><u>（注3）「注意報基準未満」、 「注意報基準以上となる場合」、 「警報基準以上となる場合」、 「警報基準を大きく超過した基準以上となる場合」、 「警報基準を大きく超過した基準以上となった場合」の5段階。</u></p> <p><u>（注4）河川の増水や氾濫に対する水防活動や住民の避難行動の参考となる予報。</u></p>							
【改正】													

改定前	改定後			頁	備考																								
<p>【改正】</p>	<p style="text-align: center;"><b>《洪水警報の危険度分布》</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">色が持つ意味。</th> <th style="width: 35%;">住民等の行動の一例。</th> <th style="width: 25%;">内閣府のガイドラインで発令の目安とされる避難情報。</th> <th style="width: 25%;">相当する警戒レベル。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #4b0082; color: white; text-align: center;"><b>極めて危険</b></td> <td>流域雨量指数の実況値が過去の重大な洪水発生時に匹敵する値にすでに到達。重大な洪水災害が「すでに発生」している可能性が高い極めて危険な状況。</td> <td>「極めて危険」になるまでに避難を完了しておくことが重要であり、「濃い紫」は大雨特別警報（浸水害）が発表された際の「警戒レベル5」緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用されることが考えられる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e91e63; color: white; text-align: center;"><b>非常に危険</b></td> <td>中小河川（水位周知河川、その他の河川）がさらに増水し、今後氾濫し、重大な洪水災害が発生する可能性が高い。 ※河川水位が一定の水位を超えている場合には、速やかに避難を開始する。</td> <td style="text-align: center;">避難指示。</td> <td style="text-align: center;">4相当。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ff5722; color: white; text-align: center;"><b>警戒 (警報級)</b></td> <td>河川水位が一定の水位を超えている場合には、避難の準備が整い次第、避難を開始する。 ※高齢者等は速やかに避難を開始する。</td> <td style="text-align: center;">高齢者等避難。</td> <td style="text-align: center;">3相当。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffc107; color: black; text-align: center;"><b>注意 (注意報級)</b></td> <td>ハザードマップ等により避難行動を確認する。 ※今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意する。</td> <td style="text-align: center;">洪水注意報。 大雨注意報。 (気象庁が発表)</td> <td style="text-align: center;">2相当。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #2196f3; color: white; text-align: center;"><b>今後の情報等に留意</b></td> <td>今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意する。</td> <td style="text-align: center;">早期注意情報。 (気象庁が発表)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			色が持つ意味。	住民等の行動の一例。	内閣府のガイドラインで発令の目安とされる避難情報。	相当する警戒レベル。	<b>極めて危険</b>	流域雨量指数の実況値が過去の重大な洪水発生時に匹敵する値にすでに到達。重大な洪水災害が「すでに発生」している可能性が高い極めて危険な状況。	「極めて危険」になるまでに避難を完了しておくことが重要であり、「濃い紫」は大雨特別警報（浸水害）が発表された際の「警戒レベル5」緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用されることが考えられる。		<b>非常に危険</b>	中小河川（水位周知河川、その他の河川）がさらに増水し、今後氾濫し、重大な洪水災害が発生する可能性が高い。 ※河川水位が一定の水位を超えている場合には、速やかに避難を開始する。	避難指示。	4相当。	<b>警戒 (警報級)</b>	河川水位が一定の水位を超えている場合には、避難の準備が整い次第、避難を開始する。 ※高齢者等は速やかに避難を開始する。	高齢者等避難。	3相当。	<b>注意 (注意報級)</b>	ハザードマップ等により避難行動を確認する。 ※今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意する。	洪水注意報。 大雨注意報。 (気象庁が発表)	2相当。	<b>今後の情報等に留意</b>	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意する。	早期注意情報。 (気象庁が発表)		3 - 5	水防法改正に伴う変更
色が持つ意味。	住民等の行動の一例。	内閣府のガイドラインで発令の目安とされる避難情報。	相当する警戒レベル。																										
<b>極めて危険</b>	流域雨量指数の実況値が過去の重大な洪水発生時に匹敵する値にすでに到達。重大な洪水災害が「すでに発生」している可能性が高い極めて危険な状況。	「極めて危険」になるまでに避難を完了しておくことが重要であり、「濃い紫」は大雨特別警報（浸水害）が発表された際の「警戒レベル5」緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用されることが考えられる。																											
<b>非常に危険</b>	中小河川（水位周知河川、その他の河川）がさらに増水し、今後氾濫し、重大な洪水災害が発生する可能性が高い。 ※河川水位が一定の水位を超えている場合には、速やかに避難を開始する。	避難指示。	4相当。																										
<b>警戒 (警報級)</b>	河川水位が一定の水位を超えている場合には、避難の準備が整い次第、避難を開始する。 ※高齢者等は速やかに避難を開始する。	高齢者等避難。	3相当。																										
<b>注意 (注意報級)</b>	ハザードマップ等により避難行動を確認する。 ※今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意する。	洪水注意報。 大雨注意報。 (気象庁が発表)	2相当。																										
<b>今後の情報等に留意</b>	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意する。	早期注意情報。 (気象庁が発表)																											

改定前	改定後	頁	備考
<p style="text-align: center;">【新規】</p>	<p style="text-align: center;">《洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）表示例》</p> 	<p style="text-align: center;">3 - 5</p>	<p style="text-align: center;">(参考)</p>